

令和7・8年度
新地町入札参加資格審査申請書

記載要領

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、令和6年10月1日とすること。

2 標準様式の形式

標準様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずに使用すること。

3 第1号様式（共通書式）の作成方法

- (1) 英数字については、半角で入力すること。
- (2) 様式上「※」に該当する項目については、記載しないこと。（行政庁において記載すること。）
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお、「新規」とは、申請先地方公共団体に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいうこと。
- (4) 「03 業者コード」欄には、「01」において「更新」の区分を選択した場合において、前回の資格審査に伴い付された業者コードを記載すること。（なお、当欄については番号の前に※を付し、行政庁において記載することも可。）
- (5) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。
- (6) 「05 建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評価値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。
- (7) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
- (8) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。
なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
----	------	------	------	------	------	------	------	------	----------	-----------

略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- (9) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。
 なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。
- (10) 「12 本社(店)電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)欄における市外局番、市内局番及び番号については、()を用いずに、数字のみを記載すること。
- (11) 「17 担当者メールアドレス」欄については、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。
- (13) 「19 外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。
 なお、「3 日本国籍会社」(外資比率:100%)とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (14) 「20 営業年数」欄には、
【建設工事の場合】
 申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数(1年未満切り捨て)を記載すること。
 なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数(1年未満切り捨て)を記載すること。
 また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。
- 【測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等の場合】**
 登録を希望する業種に係る事業の開始日(複数の業種を希望する場合は最も早い開始日)から基準日までの期間(1年未満切り捨て)を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間(1年未満切り捨て)を記載すること。
- (15) 「21 常勤職員の人数(人)」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤

役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。

- (16) 「22 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しないこと。
- (17) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

4 第2号様式 競争参加資格希望工種表の作成方法【建設工事】

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」の「許可状況」欄については、建設業法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（建設業法別表第1による業種区分）について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「2」と記載すること。
- (2) 「② 年間平均完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。
また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。
なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
- (3) 「③ 競争参加資格希望工種区分」欄については、29業種のうち、登録を希望する業種について、「③ 競争参加資格希望工種区分」の「01」列に「○」を記載すること。
- (4) 「④ 総合評定値」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

5 第10号様式 競争参加資格希望業種表・経営状況調査表の作成方法【測量・建設コンサルタント等】

- (1) 「24 測量等実績高」の各欄については、次により記載すること。
- ア 「競争参加資格希望業種区分」欄は、別紙1に掲げる業種区分のうち登録を希望する業種の名称を「業種名」欄に、同業種のコードを「コード」欄に記載すること。

イ 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※ 建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

- (2) 「25 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者

環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者	
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者	
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者	
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者	
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者	
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者	
RCCM	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者	
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他		建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
		消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
		公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
		上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

(3) 「26 自己資本額」欄については、次により記載すること。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

(4) 「27 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

(5) 「28 登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要な事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

(6) 「29 登録を受けている部門または希望する部門」欄については、建設コンサルタントまたは補償コンサルタントにおいて、国の登録を受けている場合かつ登録を希望する場合は◎、登録を希望のみの場合は○をそれぞれ選択し、記載すること。

(7) 「30 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数と

一致させること。

6 第13号様式 競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表の作成方法

【物品製造・役務の提供等】

(1) 第13号様式（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「物品の製造」、「物品の販売」、「物品の買受け」の3つのうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれ「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「営業品目」欄については、選択した資格の種類ごとに、新地町が設定した別紙2の営業品目に対応した競争参加資格希望営業品目を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

(2) 第13号様式（役務の提供等）の「25 希望する資格の種類等」については、次により記載すること。

ア 「役務の提供等」の資格を希望する場合には、「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

イ 「修繕」の資格を希望する場合には、「資格の種類」の右の欄に「○」を記載すること。

ウ 「営業品目」欄については、新地町が設定した別紙3の業種に対応した競争参加資格希望業種を選択し、各「コード」の左の欄に「○」を記載すること。

(3) 第13号様式（経営状況調査表）については、次により記載すること。

ア 「26 製造・販売等実績」については、5（1）イと同様に記載するが、本欄の記載に当たっては、登録を希望する営業品目ごとに記載する必要はないこと。また、建設工事、測量の実績を含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

なお入力にあたっては、経営状況調書（第13号様式の3）を先に入力することで、直前々年度分決算・直前年度分決算実績高、直前2か年間の年間平均実績高が自動で反映されるようになっている。

イ 「27 自己資本額」欄は、5（3）により記載すること。

ウ 「28 経営状況（流動比率）」欄は、5（4）により記載すること。

エ 「29 設備の額」欄は、第13号様式①（物品製造等）の「24 希望する資格の種類等」において、「物品の製造」を選択した場合のみ記載すること。具体的には、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、「① 機械装置類」は、機械装置の金額、「② 運搬具類」は、車両運搬具の金額、「③ 工具その他」は、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定、リース資産の金額（土地、建物（その付帯設備を含む）は含まないこと）を記載すること。

※ 設備にリース資産を計上する場合、貸借対照表にはリース資産として一括した金額しか記載されないため、リース資産を計上する場合には、任意に作成している減価償却に関する明

細書や、設備とリース残高が分かる資料を添付すること（なお、貸借対照表に計上されていない資産は、別途明細があってもその金額は計上できない。）。

オ 「30 主たる事業の種類」欄については、申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載すること。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類E－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 不用品買受け	不用品（別紙2参照）を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 不用品」以外の営業品目を扱う買受け業。
5. 修繕	k. 自動車の修繕	「日本標準産業分類」の大分類Rサービス業（他に分類されないもの）の中分類89（自動車整備業）の修繕に該当するものをいう。
	l. その他	上記「k. 自動車の修繕」以外の営業品目を扱う修繕。

※ 業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくもの。

カ 「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、共通様式の「20 営業年数」欄の年数

と一致させること。

7 添付資料の作成方法

添付資料については、以下の資料とする。

- ※ 添付資料のうち官公署が行った証明資料については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えないこと。
- ※ なお、公的機関の証明書については、申請日より3ヶ月前までのものを有効とすること。

(1) 建設工事に係る添付資料

ア 営業所一覧表（第2号様式）

この様式については、申請基準日で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「**営業区域コード**」については、新地町が設定した別紙5のコードを用いること。また、営業所ごとに保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

イ 工事経歴書（第3号様式）

様式下の記載上の注意を確認し、記載し、提出すること。また町指定様式にある記載事項を満たしている場合は、独自様式で作成しても差し支えない。

ウ 技術者経歴書（第4号様式）

様式下の記載上の注意を確認し、記載し、提出すること。。また町指定様式にある記載事項を満たしている場合は、独自様式で作成しても差し支えない。

エ 社会保険加入状況報告書（第6号様式）

様式下の記載上の注意を確認し、記載すること。経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合に提出すること。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書

社会保険への加入義務がない場合に提出。様式の該当する□欄を選択でにして提出すること。

カ 暴力団排除にかかる誓約書及び役員等名簿（第8号様式）

様式記載内容確認の上、提出すること。

キ 直前営業年度の経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せて提出するものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出すること。

ク 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができること。

ケ 身分証明書

個人で申請する事業者は、受付要領を確認の上、提出すること。

コ 工事安全成績及び労働福祉の状況調書

町内に本店・支店・営業所等を有する場合のみ提出すること。様式下の記載上の注意を確認し、記載すること。

サ 完納証明書及び納税証明書（又はその写し）

未納税額のないことが分かる税務官公署が発行する証明書であって、新地町が求めるものをいうこと。詳細は受付要領を確認すること。

シ 委任状（代理人により申請する場合）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出すること。（正本を提出すること。）

なお、委任状の要件は以下のとおり。

（ア） 委任状の日付が申請から3ヶ月以内のものであること

（イ） 委任の範囲が具体的に記載してあること（ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできない。）

（ウ） 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること

（エ） 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

ス 技術者名簿

町内に本店を有する場合のみ、全ての技術者を記入し、提出すること。

セ 障がい者雇用証明書

町内に本店を有しており、雇用義務のない事業者が障がい者を雇用している場合のみ、障がい者雇用状況報告書の写しまたは障がい者手帳及び健康保険証の写しを提出すること。

ソ 育児休業制度導入証明書

町内に本店を有しており、育児休業制度が就業規則で規定されている場合、就業規則の写しを提出すること。

タ 更生保護の協力雇用主の登録状況

町内に本店を有しており、更生保護の協力雇用主の登録をしている場合、協力雇用主の登録をしていることが証明できるものを提出すること。

(2) 測量・建設コンサルタント等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（第10号様式の2）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すコードについては、新地町が設定した別紙5のコードを用いること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

イ 業務経歴書

様式下の記載上の注意を確認し、記載すること。

ウ 技術者経歴書

様式下の記載上の注意を確認し、記載すること。

エ 暴力団排除にかかる誓約書及び役員等名簿（第8号様式）

7（1）カによること。

オ 財務諸表類（2年分）

申請者が自ら作成している直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。

カ 登記事項証明書

7（1）クによること。

キ 身分証明書

7（1）ケによること。

ク 登録証明書等

様式3-1③「28 登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しないこと。

ケ 完納証明書及び納税証明書（又はその写し）

7（1）サによること。

コ 委任状（代理人により申請する場合）

7（1）シによること。

サ ISOマネジメントシステム登録証（写し）

登録を受けている場合、提出すること。

タ プライバシーマーク登録証

登録を受けている場合、提出すること。

チ 資格を証する書面の写し

町内に測量・建設コンサルタント等の営業所又は支店を有する場合のみ

(3) 物品製造・役務の提供等に係る添付資料

ア 営業所一覧表（第13号様式の2）

7（2）アによること。

イ 経営状況調書

希望営業品目毎に、直前々年度分決算・直前年度分決算の実績高、直前2か年間の年間平均実績高を記載し、提出すること。※金額は消費税を含まない額とし、千円未満は切り捨てること。

ウ 物品製造・役務の提供等 受注実績一覧表

様式下の記載上の注意を確認し、記載すること。

エ 暴力団排除にかかる誓約書及び役員等名簿（第8号様式）

7（1）カによること。

オ 登記事項証明書

7（1）クによること。

カ 身分証明書

7（1）ケによること。

キ 財務諸表類（2年分）

7（2）オによること。

ク 完納証明書及び納税証明書（又はその写し）

7（1）サによること。

ケ 委任状（代理人により申請する場合）

7（1）キによること。

コ 営業に関する許可、認可、登録等を受けていることを証明する書類の写し

営業に際し許認可、登録が必要な場合、提出すること。

サ ISO登録証

登録を受けている場合のみ、提出すること。

シ 代理店特約店証明書又はその写し

取り扱いがある場合、提出すること。

ス 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）

物品の製造に係る登録を希望する場合で、申請時の貸借対照表に、「リース資産」の項目を設けている場合、申請時にリース資産を機械装置類等の額として計上することが可能であるところ、計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出すること。

【別紙 1（第10号様式関係）】

契約の種類	コード	業種区分	業務内容
測量等に関する契約	01	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
	02	建設コンサルタント	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
	03	地質調査	地質調査
	04	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
	05	その他の業種	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理(電気通信)、航空・宇宙関連調査・設計等

【別紙 2 の（第13号様式（物品製造等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
物品の製造 (物品の販売も同様) ※コードは201～241	101	衣服・靴・寝具等	制服、事務服、作業服、呉服・織物、防寒衣・外とう、白衣、雨衣、肌着、ネクタイ、手袋、作業用手袋、靴下、帽子(運動帽を除く)、革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、病院用シューズ、ベルト、カバン、寝具、タオル・手ぬぐい、ベッド、マットレス、テント、シート、郵袋、その他
	102	室内装飾品	カーテン、ブラインド、緞帳・暗幕、簡易間仕切り・パーテーション、じゅうたん・カーペット、建具、ガラス、畳、床材、その他
	103	ゴム・皮革・プラスチック製品類	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、塩ビ管、パッキン類、工業用ベルト、ゴム・ビニールシート、防振ゴム、オイルフェンス、ゴムマット、鋳鉄管

		接手用ゴム輪、ゴム製可撓伸縮管、水道用ゴムパッキン、水道章標、管明示テープ、皮革・ナイロン製品、ごみ袋（印刷含む）、その他
104	窯業・土石製品類	窯業・土石製品類
105	非鉄金属・金属製品類	鋼材、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鉄線、鋼製ジョイント、消火栓キョウ用コンクリートブロック、直管、異形管、接合部分、弁類・弁キョウ、鉄蓋、伸縮可とう管、メーターマス、その他給水装置材料、マグネット、その他
106	電線・絶縁材料	電線、電力ケーブル、架線材料、絶縁材料、がいし、その他
107	図書	一般書籍・雑誌（日本）、一般書籍・雑誌（海外）、学術書・専門書、地図、電子書籍、新聞、CD・レコード、DVD・ブルーレイ、その他
108	電子出版物	電子出版物
109	紙	上質紙・中質紙、感光紙、PPC用紙、ノーカーボン紙、乗車券用紙（感熱式、磁気付、磁気カード）、封筒、段ボール、その他
110	車両	乗用車、貨物自動車、軽自動車、大型バス、中型バス、マイクロバス、特殊車、消防用車両、救急用車両、清掃用車両、その他特種用途自動車、電気自動車等、自動二輪車、原付自転車、自転車・自転車部品、遊戯用自転車、自動車架装、タイヤ、自動車部品・用品、排気ガス浄化装置、その他
111	電車両・軌道用品	電車両、台車、車輪・車軸、電車両部品、電車内装部品、主電動機・主制御器、蓄電池、カーボンブラシ、軌道用品、分岐器、まくらぎ、レール、締結装置、リアクションプレート、軌道モーターカー、検測車・マルチプルタイタンパー、修理・検査、その他
112	航空機	飛行機、ヘリコプター、航空用

		機械、航空機部品・用品、航空機整備、その他
113	船舶	大型船舶、小型船舶、ヨット・カヌー・ボート、船舶用機械、船舶部品・用品、船舶整備、その他
114	燃料・油脂・電力・ガス	ガソリン、軽油、重油、灯油、その他の自動車燃料、潤滑油、都市ガス、プロパンガス、圧縮天然ガス、海上給油、電力、木炭・石炭・コークス等、その他
115	家具・什器	木製家具・什器、スチール製家具・什器、学校用家具・什器、図書館用家具・什器、移動棚、カルテ管理システム、調剤台、実験・実習用什器、特注家具、その他
116	農林水産業・建設用機械	トラクター、コンバイン、林業機械、畜産・養鶏機械、漁業機械、ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、さく岩機、クレーン、ミキサー、その他
117	工作用機械	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス機械、切断機、洗浄機器、溶接機、溶断器、測定器具、電動工具、雑工具、その他
118	その他産業用機器	木工機、金工機械、ボイラー、エンジン、工業用ポンプ、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、油圧・空圧機器（ジャッキ等）、空調機器、発電機器、変電機器、受配電設備、整流器、遮断器、モーター、自動制御装置、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明装置、舞台音響装置、舞台用機材、舞台用大道具・小道具、水道施設用発電機、水道施設用ポンプ類、電磁流量計・超音波流量計、券売機、両替機、自動改札機、料金精算装置、自動料金収納機、焼却炉、生ごみ処理機、水道メーター、ガスメーター、除雪機、その他
119	電気機器	一般家電製品、電池、照明器具、エアコン、ガス暖房機、石

			油暖房機、加湿機・除湿機、視聴覚機器・音響機器、その他
120	通信機器		電話機、携帯電話、電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、監視カメラ、無線通信機器、信号保安装置、鉄道用通信装置、バスロケーションシステム、その他
121	電子計算機・周辺機器		パーソナルコンピュータ、サーバ機器・汎用機、ネットワーク機器、ソフトウェア、コンピュータ周辺機器、ストレージ用メディア、光ディスク、その他コンピュータ関連消耗品、その他
122	理化学機器・計測機器		理化学機器、研究実験室設備、実験用機器・什器、計量器、電気計測器、試験検査機器、光分析機器、気体分析機器、液体分析機器、化学分析機器、環境計測器、測量機器、その他
123	写真・光学機器		望遠鏡・双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、カメラ、デジタルカメラ、現像・焼付・引き伸ばし、写真用品、撮影機・映写機、プロジェクター、その他
124	医療用機器		治療用機器、生体機能補助・代行機器、手術関連機器、医療用一般機器、健康診断用測定機器、処置用機器、生体検査機器検体検査機器、放射線関連機器、患者監視装置、眼科用機器歯科用機器、歯科材料、調剤用機器、看護器具、衛生材料、X線関連用品、鋼製器具、動物用管理医療機器、その他
125	介護・福祉機器		紙おむつ、移動補助機器、介護用建築設備、寝具・床ずれ防止用品、入浴介護機器、トイレ介護機器、食事補助用具、コミュニケーション機器、視覚障害者用機器、日常生活介護機器、育児関連機器、その他
126	事務用機器		複写機、軽印刷機、複合機器、電子黒板、シュレッダー、断裁機、紙折機、穴あけ機、マイク

			ローダー、レーザープリンタ 用トナーカードリッジ、その他
	127	厨房機器・浴槽設備・生活用衛生 関係機器	調理用機器、ガスコンロ、調理 台・流し台、食器洗浄機、食器 消毒保管庫、冷蔵庫・冷凍庫、 給湯器、給茶機、浴槽・風呂 釜、生活用衛生機器、その他
	128	薬品	医療用薬品、家庭薬、ワクチ ン、医療用酸素、笑気ガス、血 清、培地、検査試薬、工業薬品 工業用ガス、防疫剤（殺虫剤 等）、凍結防止剤、融雪剤、水 処理薬品、プール用薬剤、その 他
	129	文具	文房具、既製印章、特注印章、 製図用品、卓上事務機器（電卓 等）、額縁、金庫、その他
	130	土木・建設・建築材料	木材、生コンクリート、アスフ ァルト混合物、常温合材、乳剤 セメント、汚泥固化用セメン ト、砕石、砂利・砂・石粉、転 炉滓・高炉滓、舗装材、溶接 材、ろ過砂、焼却炉用硅砂、道 路用製品、陶管、ブロック、煉 瓦、遠心力鉄筋コンクリート 管、人孔コンクリート蓋、柵コ ンクリート蓋、側塊類、バル ブ、塩化ビニル部品、パイプ、 ガス用資材、軸・壁・屋根材、 仮設資材、その他
	131	農業・園芸用品	農薬、動物用薬品、肥料、飼 料、樹木、種苗・種子、芝、草 花、造園石材、獣害対策用品、 その他農業・園芸用品、その他
	132	看板・旗・標識・記章	木・布看板、プラスチック看板 金属看板、電飾看板、掲示板・ 標示板、案内標識、道路標識 等、鉄道標、カーブミラー、電 照式標識、バリケード、懸垂 幕、横断幕、旗・国旗・のぼり 旗、ゼッケン・はちまき・たす き・イベントウェア・腕章、式 典・会場用品、徽章・記章・バ ッジ・ワッペン、七宝製品、黒 板、模型、展示品、反射材製 品、交通安全用品、手帳カバ ー、ナンバープレート、その他

	133	警察用品	警察服、拳銃ケース、警棒、帯革、手錠・捕縄、鑑識用機械器材、防御板、その他
	134	消防・防災・防犯用品	消防用ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、防護具（各種ヘルメットを含む）、化学消火薬剤、消化器、警報装置、仮設テント、仮設トイレ、災害用毛布、災害用備蓄食糧、フィルム（防災・省エネ用）、保安用品、防犯用品、消防団活動服等、その他
	135	運動用品・器具等	運動用品、体育器具、武道具、運動衣（運動帽を含む）、遊具、運動靴、レジャー用品、その他
	136	日用雑貨	台所・食卓用品、食器、給食用食器、漆器、清掃用具、石鹼・洗剤、ワックス類、雨具、木・竹製品、トイレットペーパー、紙製雑貨・繊維製雑貨、家庭金物、建築金物、手芸用品、大工道具・工具、扇子・うちわ、玩具、塗料、その他
	137	食糧品	茶、麦茶、コーヒー・紅茶、弁当、菓子、給食原材料（穀類）、給食原材料（青果）、給食原材料（精肉）、給食原材料（鮮魚）、給食原材料（菓子）、給食原材料（牛乳）、給食原材料（食料品）、給食原材料（酒類）、給食原材料（飲水）、給食原材料（茶）、給食原材料（調味料類）、その他
	138	学校教材・楽器等	教材、教育機器、理科実験機器実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材、洋楽器、和楽器、電子楽器、楽譜、その他
	139	贈答品	カップ・トロフィー・表彰楯、バッジ・メダル、各種啓発用品・名入れ用品、（ノベルティ）（文房具特注品）、各種啓発用品・名入れ用品、（ノベルティ）（雑貨）、贈答用品、ギフトカタログ商品、その他
	140	百貨店	百貨店（全品目）、総合商社（全品目）

	141	その他の物品	絵画、彫刻、書跡・典籍、その他の美術工芸品、骨董品、選挙用品、時計、貴金属、宝石、眼鏡、ミシン・編み機、動物、剥製・標本、葬儀用品、その他
物品の買受け	301	不用品買受け	美術品、衣服、時計・宝飾品、写真機、金属くず、非鉄金属くず、古紙、繊維屑、合成樹脂、ゴム屑、ウエス、農業機械、建設機械、各種産業用機械、自動車、自動二輪車、自動車部品、自転車、船舶、航空機、道具、パソコン・OA機器、書籍、金券、電化製品、ペットボトル、ガラス瓶、遺失物（雑品）、廃油、立竹木
	302	その他	その他

【別紙3（第13号様式（役務の提供等）関係）】

資格の種類	営業品目		具体的事例
	コード		
役務の提供等	401	印刷・製本	オフセット（一般）、オフセット（新聞・タブロイド）、軽オフセット、フォーム（OCR・OMR伝票）、フォーム（その他）、活版、グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボン、地図印刷、特殊印刷、製本、手帳製作、各種帳簿製作、その他
	402	広告・イベント・デザイン	車内広告・駅ばり、車体利用広告、新聞折込、新聞・雑誌広告、テレビ広告、ラジオ広告、インターネット広告、広報誌製作、各種広告企画、イベントの企画・運営、イベントの会場設営、旅行企画（航空券手配合含む）、講習会等企画運営、展示等関連業務、音響等関連業務、舞台照明等関連業務、看板等の設置、選挙関連業務、デザイン、DTP、印刷物の企画編集展示物等の製作、サイン計画、その他
	403	映画・写真等製作	映画製作、ビデオ製作、テレビ番組製作、ラジオ番組製作、レ

		コード製作、一般写真撮影、マイクロ写真制作、青写真サービス、第二原図作成、カラーコピーサービス、白焼製本、光ディスク入力、スライド制作、その他
404	航空写真・図面製作	航空写真・図面製作、航空写真（図面制作のみ）、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図、その他
405	計画業務	地域・地区計画、再開発・区画整理計画、公園・レクリエーション施設計画、上・下水道計画、道路・交通計画、港湾計画、橋梁計画、空港・ヘリポート計画、健康・福祉計画、環境計画、防災計画、その他
406	交通・土木・水系関係調査業務	交通関係調査、地質・地盤調査、路面性状調査、トンネル等変状観測、土木構造・耐震耐力度調査、危険校舎耐力度調査、地形・砂防調査、河川・水理計画、水理模型による解析、水文調査、流量・水位観測、海洋調査、埋め立て免許関係、その他
407	市場・補償鑑定関係調査業務	市場・経済調査、世論調査、社会・経営調査、廃棄物調査、土地鑑定調査、物件鑑定調査、土地家屋調査、不動産登記、その他
408	環境アセスメント関係調査業務	大気汚染、悪臭、水質汚染、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、地形・地盤、日照障害、低周波空気振動、電波障害、風害、動植物・植生、史蹟・文化財、景観、その他
409	その他調査業務	電気通信関係調査、化学物質測定、食品検査、総合研究所、福祉関係調査、農業関係調査、観光関係調査、信用調査業務、統計、その他
410	検査・測定	大気検査、水質検査、土壌分析、騒音レベル、臭気測定、人間ドック、臨床検査、理化学検査、環境計量証明、作業環境測定、放射線測定、ダイオキシン類測定、アスベスト測定、その他化学物質測定、食品検査、電

			波障害、その他
	411	情報処理	
	412	ソフトウェア開発	システム開発・ソフトウェア開発、データ入力、電算業務委託、コンピュータマッピング、システムメンテナンス、コンピュータサポート業務、Webページ作成、インターネット関連サービス、ネットワーク整備、オペレーション、コンピュータ研修、システム調査・分析、セキュリティ関連業務、その他
	413	翻訳・通訳・速記	翻訳・通訳、速記・議事録作成、外国語研修、その他
	414	リース・レンタル	リース業、電子計算機、電子計算機周辺機器、事務用機器、衣服・靴・かばん・寝具等、室内装飾品、家具・什器厨房器具、理化学機器・計測機器、医療機器、介護福祉器具、基準寝具、電気・通信機器、産業用機器、消防・防災・防犯用品、自動車・自転車、特殊車、船舶、農業機械、建設機械、資材類、仮設建物、仮設トイレ、樹木、観葉植物、運動用品・学校教材・楽器等、イベント用品類、清掃用具類、その他
	415	建物保守・点検・管理等	電気設備、冷暖房・空調設備、冷蔵・冷凍設備、冷温水発生装置、ボイラー設備、煙突設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、自動ドア、街灯設備、屋外照明灯設備、信号設備、放送設備、ホール音響設備、舞台装置、舞台照明設備、ポンプ設備、定温設備、自家用電気工作物、火災報知器、消火設備、非常通報装置、防犯設備設置、家具・寝具、クレーン設備、建築設備等の修繕、建物施設管理業務（総合的管理）、一般施設運営（施設の運営受託）、その他
	416	害虫等駆除	建物害虫駆除、樹木害虫駆除、ねずみ昆虫等防除、白蟻駆除、鳥害駆除、蜂駆除、ガス燻蒸、その他

	417	通信施設等保守・点検・管理	電話交換機、無線通信機器・無線設備（防災行政無線等）、テレビ共聴設備、その他
	418	上下水道施設等保守・点検・管理	上水道施設運転維持管理、上水道施設設備保守点検・清掃、下水道施設運転維持管理、下水道施設設備保守点検・清掃、下水道管渠内清掃（清掃のみ）、下水道管渠内清掃（清掃から収集・運搬）、下水道管渠内清掃（処分）、下水道管渠内調査、配水管清掃、簡易専用水道検査、漏水調査、浄水場排水処理・水所等機械運転管理、処理場機械運転管理、浄水場・給水所等気機械設備保守点検、処理場・ポンプ所電気機械設備保守点検、下水道施設開発調査、上・下水道料金検針・徴収、汚泥脱水機ろ布（張替）、汚泥脱水機ろ布（洗淨）、汚泥脱水機ろ布（補修）、汚泥脱水機ろ布（その他）、その他
	419	浄化槽等保守・点検・管理	浄化槽清掃、浄化槽保守点検、汚水枳清掃、汚水処理施設保守点検、貯水槽清掃、貯水槽保守点検、井戸清掃（排土砂等）、その他
	420	道路等保守・点検・管理	道路清掃、道路トンネル付帯設備管理、道路排水施設管理、水路・側溝清掃、共同溝施設管理、河川・湖岸清掃、河川浄化施設管理、水門等施設管理、その他
	421	公園・体育施設等保守・点検・管理	公園清掃、公衆トイレ清掃、除草・草刈、緑地管理、樹木・花壇管理、チップ堆肥化、ビル緑化、都市緑化、森林整備、噴水施設管理、体育施設管理、プール施設管理、遊具管理、その他
	422	廃棄物処理	ごみ焼却施設管理、一般廃棄物処理（収集・運搬）、一般廃棄物処理（中間処理）、一般廃棄物処理（処分）、産業廃棄物処理（収集・運搬）、産業廃棄物処理（中間処理）、産業廃棄物処理（処分）、特別管理産業廃棄物処理（収集・運搬）、特別

			管理産業廃棄物処理（中間処理）、特別管理産業廃棄物処理（処分）、もっぱら物（収集・運搬）、もっぱら物（中間処理）もっぱら物（処分）、文書運搬溶解処理、自動車引取り、自動車フロン回収、自動車解体、自動車破砕、焼却灰収集運搬、その他
	423	清掃	施設清掃、施設清掃（高所）、病院清掃、野外清掃、室内環境測定、オイルタンク清掃、その他
	424	警備・受付	施設警備、巡回警備、機械警備、会場警備、人的警備、その他警備、駐車場・駐輪場等整理（交通整理を含む）、受付（庁舎・施設）、会場案内、電話交換、その他
	425	運転監視	プール監視、防災監視、エレベータ運転操作、設備機器運転監視、その他
	426	機器保守・点検・管理	事務用機器、電子計算機・周辺機器、気象観測機器、大気測定機器、水質測定機器、その他測定機器、理化学機器・計測機器、交通管制機器、高圧ガス容器、生ごみ処理機、医療機器、その他
	427	運搬・保管	引越・事務所移転、美術品運搬土砂運搬、広報紙・文書集配、通送業務、庁舎間メール便サービス、倉庫、特殊倉庫、梱包作業、ダイレクトメール、宅配便、特定信書便事業、一般貸切旅客自動車運送、特定旅客自動車運送、一般貨物自動車運送、特定貨物自動車運送、貨物軽自動車運送、海上輸送、ヘリコプター輸送、放置自転車撤去、その他
	428	旅客	旅行、ハイヤー、タクシー、市町村営バス運行業務、スクールバス運行業務、その他バス運行業務、運転代行業務、その他
	429	車両点検・整備	自動車点検・車検、自動車整備、自動車板金・塗装、自動二輪車点検整備

	430	船舶等点検・整備	船舶点検整備、航空機点検整備、その他
	431	電子出版	電子出版
	432	医事事務等	医事業務（医療費請求・点検）、病院事務（病歴管理・受付等）、病院事務（病棟作業・物流管理等）、滅菌（院内）、滅菌（持ち出し）、検体検査、寝具・衣類の洗濯、搬送、集団検診、特定保健指導、その他
	433	給食	病院給食、学校・寮給食（調理師派遣）、学校・寮給食（デリバリー）、給食配送、食器洗浄、その他
	434	クリーニング	布団・寝具、作業衣・衣服、おむつ、ふとん丸洗い、防災加工、寝具乾燥、医療関連クリーニング（基準寝具類・滅菌処理）、医療関連クリーニング（基準寝具類以外（白衣、手術衣等））、カーテン、その他
	435	保険	生命保険、自動車保険、損害保険（自動車保険を除く）、その他
	436	人材派遣	パソコンインストラクター、スポーツインストラクター、労働者派遣事業、外国語指導助手（ALT）、音響・照明技術派遣、その他
	437	その他の役務の提供等	手話、研修、楽器調律、司書・図書整理、筆耕・タイプ、封緘・発送業務、機密文書・データ廃棄、真空包装、施設内売店業務、料金徴収業務、動物飼育火葬炉残骨灰処理、電気通信事業、気象情報提供、介護サービス。配食サービス、保育業務、委託訓練、溶接・鉄工、車両運行管理、放置駐車車両確認、除排雪、海上業務・土砂処分監理業務、ISO審査業務、経営診断業務、監査法人、その他
修繕	501	自動車修繕	自動車の修繕
	502	その他修繕	自動車以外のその他修繕

【別紙5の（第10号様式の2関係）】

コード	営業区域
01	県北
02	県中
03	県南
04	会津
05	いわき
06	相双
07	宮城県
08	その他
09	町内